

□議会基本条例の構成（案）について

1. 議会基本条例の構成（案）

前文

第一章 総則

第1条（目的）

第2条（基本理念）

第3条（基本方針）

第二章 議会及び議員の活動原則

第4条（議会の活動原則）

第5条（議員の活動原則）

第三章 災害対応

第6条（災害時における議会の活動）

第7条（災害時における議員の活動）

第四章 議会運営

第8条（民主的かつ効率的な議会運営）

第9条（議会の会期） ※議会運営委員会にて検討中

第10条（議長の責務と役割）

第11条（委員会の適切な運営）

第12条（全員協議会・委員協議会）

第13条（会派）

第14条（政務活動費） ※政務活動費検討会にて検討中

第五章 市民と議会の関係

第15条（会議の公開）

第16条（情報の共有及び公開、説明責任）

第17条（議会報告会）

第18条（市民参加の推進）

第六章 議会と行政の関係

第19条（市長等と議会及び議員の関係）

第20条（重要な政策等の説明）

第21条（説明資料の要求）

第22条（法第96条第2項に規定する議決事件）

第七章 自由討議の推進

第23条 (議員相互間の自由討議)

第24条 (政策討論会)

第25条 (政策立案及び政策提言の推進)

第八章 議会の機能強化

第26条 (議会改革の推進)

第27条 (議員研修の充実強化)

第28条 (議会事務局の機能強化及び体制整備)

第29条 (議会予算の確保)

第30条 (議会図書室の機能強化)

第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇

第31条 (議員の政治倫理)

第32条 (議員定数)

第33条 (議員報酬)

第十章 最高規範性で見直し手続

第34条 (他の条例との関係)

第35条 (見直し等)

附則